

堺市立福泉中学校

いじめ防止対策基本方針

令和6年度

1 いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。また、けんかやふざけ合いでも生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、できる限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等について学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。そのため本校においては、生徒指導・いじめ対策委員会を設置する。いじめ相談窓口は、生徒指導主事及び養護教諭とする。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人ひとりを大切にされた授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談などを通して、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習しておく。

3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(例:いじめアンケート調査、教育相談)
- (2) 子どもの行動を注視する。(例:ネットいじめ防止プログラム、校内巡回)
- (3) 保護者と情報を共有する。(例:電話連絡、家庭訪問、授業参観、PTA運営委員会、懇談会)
- (4) 地域と日常的に連携する。(例:オープンスクール、地域行事への参加、小中連携)
- (5) 関係諸機関と連携を密にする。(例:関係機関との連絡会)

4 早期解決に向けて

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、情報を記録する。その上で、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任などが抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者への説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

5 いじめアンケート調査の実施

学期に1回の計3回、いじめアンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6 教育相談の実施

6月と2月に担任と1対1での教育相談(面談)を実施する。また、教育相談がいじめ発見の場だけでなく、いじめの未然防止となるように指導し、いじめのない学級づくり、学年づくりに繋げていく。

※毎週月曜日は、スクールカウンセラーへの相談も可能。

7 再発防止に向けて

一旦解決した事案であっても再発の可能性はある。継続して組織的に対応することが大切である。

- (1) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。
- (2) いじめた子どもへの継続的な指導と支援を行う。
- (3) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

*いじめの解消とは、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる状態から、加害行為が3か月間やんでいることなどを目安とする。

8 『生徒指導・いじめ対策委員会』の設置及び校内研修の実施

校長・教頭・生徒指導主事・学年生徒指導・養護教諭を構成員として、「生徒指導・いじめ対策委員会」を設置する。必要に応じて、スクールカウンセラーも委員会に出席する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な会合を持ち点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は『生徒指導・いじめ対策委員会』に直ちに報告し情報を共有する。
- (2) 当該委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等と協力・連携しながら対応する。また、いじめ問題への対応として、「いじめ対策」をテーマにした校内研修を夏季研修において実施する。

『生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い』『相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い』『生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立て』など重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

9 ネット上のトラブル対応について

- (1) 携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、中学校1年生を対象にネットいじめ防止プログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに西堺警察署(274-1234)に通報し、適切に援助を求める。

10 いじめ防止対策における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけなどであっても、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めなければならない。
- (2) いじめを知らせてきた児童生徒の安全は十分に確保しなければならない。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をしなければならない。
- (4) いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えなければならない。(傍観者への対応)
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させなければならない。(観衆への対応)
- (6) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡(多少)のみを評価するのではなく問題を隠さずいじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ改善に取り組む。
- (7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるよう、留意する。
- (8) 配慮が必要な生徒については、日常的に、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

11 特に配慮が必要な児童生徒等について

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電事故により非難している児童生徒(被災児童生徒)